

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税は、4月1日現在の車両の所有者に、主たる定置場（駐車場所）が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。

なお名義人が死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定した方に納税通知書を発送しますのでご了承ください。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）、小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフトなど）の皆野町ナンバーは、税務課窓口（⑦番窓口）にて手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識（ナンバー）、印鑑
転出した・廃車する	標識（ナンバー）、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受ける方の印鑑

なお、町外の方に譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。また、盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きにお越しください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

次の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク（125cc超）	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

春季全国

火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)

『もういいかい』

火を消すまでは

まあだだよ』

3つの習慣・4つの対策を心がけましょう。

3つの習慣

●寝たばこは、絶対にやめましょう。

●ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

●ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

4つの対策

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用の火災報知器を設置しましょう。

●寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用しましょう。

●火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置しましょう。

●お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

広告

電話でお見積もりします まずご一報ください！

家庭から出る粗大ゴミ片付けます!!

- 布団1枚から家具類・電気製品・ベッド・ストーブ・カーペット・机・イス・自転車etc
- テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機は別途リサイクル料をいただきます。(品目、メーカーにより、料金が異なります。)
- 量が多い場合は、お伺いしてお見積もりします。(無料) 2t平ボディー満載で、20,000円が目安です。
- 引越し・荷物運搬うけたまわります！
お見積もりは無料です。お気軽にお電話ください！

昭和通運株式会社 影森営業所 ☎22-1442

確定申告はお済みですか？

申告・納付はお早めに

申告・納付の期限

平成26年分の所得税：3月16日(月)

平成26年分の個人事業者の消費税・地方消費税：3月31日(火)

問合せ 秩父税務署個人課税部門 ☎22-4433